

徳島県告示第三百五十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年七月一日から同月三十日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和七年七月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種類別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五及び五六並びに雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七及び一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三及び三八並びに字中津六六の一二、六六の二九及び六六の三八から六六の四〇まで

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 〇八八―六二一―二四五〇